

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第132号	新南部3丁目 第5号線	東区新南部3丁目485番8	地先	
		東区新南部3丁目485番15	地先	
議第133号	新南部3丁目 第6号線	東区新南部3丁目485番16	地先	
		東区新南部3丁目485番18	地先	
議第134号	秋津3丁目 第19号線	東区秋津3丁目1364番6	地先	
		東区秋津3丁目1364番13	地先	
議第135号	田迎3丁目 第4号線	南区田迎3丁目38番17	地先	
		南区田迎3丁目38番22	地先	
議第136号	近見6丁目 第6号線	南区近見6丁目1092番79	地先	
		南区近見6丁目1092番71	地先	
議第137号	近見6丁目 第7号線	南区近見6丁目1092番85	地先	
		南区近見6丁目1092番82	地先	
議第138号	元三町1丁目 第3号線	南区元三町1丁目50番2	地先	
		南区元三町1丁目45番1	地先	
議第139号	御領3丁目 第8号線	東区御領3丁目495番4	地先	
		東区御領3丁目495番9	地先	
議第140号	小山7丁目 第6号線	東区小山7丁目1613番6	地先	
		東区小山7丁目1613番13	地先	
議第141号	鹿帰瀬町 第12号線	東区鹿帰瀬町515番11	地先	
		東区鹿帰瀬町515番1	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第142号	鶴羽田2丁目 第1号線	北区鶴羽田2丁目360番5	地先	
		北区鶴羽田2丁目358番5	地先	
議第143号	硯川町 第11号線	北区硯川町756番11	地先	
		北区硯川町756番5	地先	
議第144号	硯川町 第12号線	北区硯川町756番20	地先	
		北区硯川町756番16	地先	
議第145号	会富町 第9号線	南区会富町215番15	地先	
		南区会富町215番1	地先	
議第146号	護藤町 第42号線	南区護藤町1312番1	地先	
		南区護藤町1313番2	地先	
議第147号	八分字町 第35号線	南区八分字町24番1	地先	
		南区八分字町22番1	地先	
議第148号	清藤 第20号線	南区富合町清藤137番5	地先	
		南区富合町清藤137番10	地先	
議第149号	良町5丁目 第7号線	南区良町5丁目741番4	地先	
		南区良町5丁目741番10	地先	
議第150号	城山下代4丁目 第1号線	西区域山下代4丁目477番13	地先	
		西区域山下代4丁目476番6	地先	
議第151号	小山町 第82号線	東区小山町1668番1	地先	
		東区小山町1662番5	地先	
議第152号	小山町 第83号線	東区小山町1665番22	地先	
		東区小山町1662番4	地先	
議第153号	鶴羽田4丁目 第6号線	北区鶴羽田4丁目1213番1	地先	
		北区鶴羽田4丁目1193番4	地先	
議第154号	花園7丁目 第125号線	西区域花園7丁目2496番3	地先	
		西区域花園7丁目1154番2	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 道路整備